

みなかみ町観光協会 団体貸切バス補助金交付要領
(2019年版)

(目的)

みなかみ町観光協会は、みなかみ町を訪れるための団体旅行送客を行う旅行会社に対し、団体貸切バス代金の一部を補助することで、平日の旅客の増加と観光振興を図ることを目的として、補助金の交付を実施します。

(補助の対象期間)

2019年5月6日(月祝)～7月11日(木)および2019年11月18日(月)～2020年2月28日(金)までの日曜日から金曜日の平日宿泊限定とします。

※除外日 2019年12月27日(金)～2020年1月3日(金)

(補助の対象条件)

- ①募集型企画旅行を除く、団体旅行(以下「団体旅行」という)であること。
- ②2019年4月以降で新規に企画された団体貸切バスツアーであること。
- ③バス1台当たり旅客が15名様以上であること。(ドライバー・ガイドを除く)
- ④みなかみ町内(みなかみ町観光協会会員宿泊施設)に宿泊し、かつ、町内観光施設2カ所以上に立ち寄ること。

(補助の額)

旅行会社1社(または1支店)につき団体貸切バス3台を上限として、1台につき30,000円を補助いたします。予算総額は150万円とし、応募が予算額に達した時点で終了とします。

(補助の対象とする旅行会社)

- ①旅行業法(昭和27年法律239号)の規定に基づく登録を受けている旅行会社であること。

(補助の申請方法)

団体ツアーごとに、別紙「団体貸切バス補助金申請用紙」(※以下、申請用紙)に必要事項をご記入の上、行程表とともにみなかみ町観光協会まで、ファックスにて申請してください。なお、受付開始は、2019年4月22日(月)からとします。

(交付決定)

申請用紙および行程表を基に審査をし、補助の対象と認めた際には、申請用紙の承認欄に承認の日付、承認NO、担当者印を押印後、ファックスにて返信いたします。返信をもって承認完了とします。

(申請のキャンセル)

ツアーの中止等、申請をキャンセルする際には、申請用紙にキャンセルの旨を記入し、すみやかに、みなかみ町観光協会までファックスにて送付することとします。

(補助金の請求)

補助金額の請求書とともに、承認を受けた申請用紙のコピーと宿泊の明細書(領収書)のコピーを同封して、みなかみ町観光協会宛で封書にて発送してください。到着の翌月末日までにご指定の口座へお振込みします。振込手数料は、みなかみ町観光協会が負担します。

なお、請求の期限は2020年3月13日(金)までにみなかみ町観光協会に到着した請求までとし、期限を過ぎた場合には対象外とします。

(交付決定の取消)

交付決定後に申請や請求内容に虚偽が認められ、不正に交付を受けたことが判明した場合、ご利用人数が15名様を下回った場合は、補助金のすべてを取消いたします。また、既に補助金が支払われている場合、交付を受けたものは、速やかに返還するものとします。

(当該要領の承諾)

補助金を申請する旅行会社は、当該要領の内容を十分に理解したうえで、内容を承諾して交付申請を行うことを約束するものとします。

(その他)

当該要領に定めのない案件で必要とされる事項は、別途追加で定めるものとします。

以上